

いばらき 雇用ニュース

第361号

5

2012



「筑波山（桜川市から）」いばらきフォトダウンロード

新卒者等の採用枠拡大にご協力を！

おもな内容

CONTENTS

県内の雇用情勢について	2
新規学校卒業者の採用に関する申し合わせについて	3
既卒者育成支援奨励金制度について	4
成長分野等人材育成支援事業（震災特例）の拡充について	5
望ましい働き方ビジョンについて	6
雇用保険料率・雇用促進税制について	7
茨城県雇用関係主要指標	8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス

<http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

県内の雇用情勢

有効求人倍率 0.77「雇用情勢は、緩やかな改善の動きがみられるものの、依然として厳しい状況にある」

— 有効求人数(原数値)は 23 か月連続の増加 —

1 概況

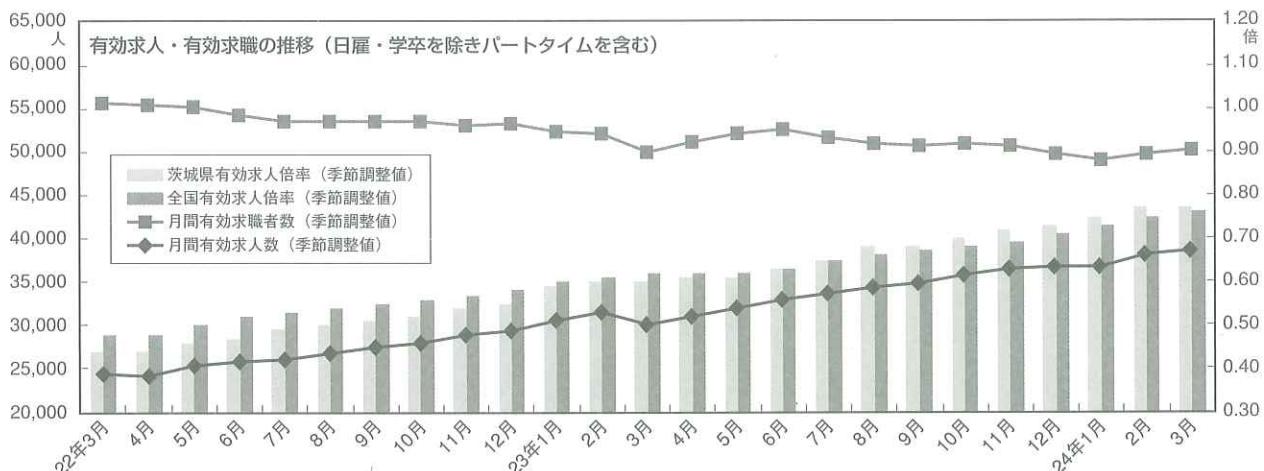
3月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は 14,549 人で前年同月に比較して 27.4% 増と 25 か月連続して増加となりました。雇用形態別では、一般常用は同 22.5% の増加となり、パートタイムは同 32.2% の増加となりました。

新規求職者数は 13,622 人で前年同月比 5.6% の増加となりました。雇用形態別では、一般は同 2.5% の増加となり、パートタイムは同 14.2% の増加となりました。また、パートを含む常用求職者の若年求職者(34歳以下)は増加し、高年齢求職者(60歳以上)も増加となりました。

有効求人数(原数値)は 40,975 人で、前年同月比で 27.5% 増と 23 か月連続で増加となりました。

一方、有効求職者数(原数値)は 51,183 人で同 0.8% 減と 23 か月連続の減少となりました。

また、求職者 1 人当たりの求人数を示す有効求人倍率は、0.77 倍(季節調整値)と前月と同率となりました。なお、原数値は 0.80 倍と前年同月を 0.18 ポイント上回りました。



平成23年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。

2 新規求人の動き

新規求人数は 14,549 人となり、前年同月と比較すると 27.4% 増加となりました。

産業別にみると、宿泊・飲食サービス業(前年同月比 99.1% 増)、生活関連サービス・娯楽業(同 85.1% 増)、学術研究・専門・技術サービス業(同 68.7% 増)、建設業(同 58.9% 増)、運輸業、郵便業(同 40.3% 増)、医療、福祉(同 34.9% 増)、教育、学習支援業(同 22.6% 増)、不動産業、物品販賣業(同 19.7% 増)、サービス業(同 18.3% 増)、情報通信業(同 17.3% 増)、卸売業、小売業(同 5.9% 増)で増加しました。

規模別で見ると 300 ~ 499 人(前年同月比 44.8% 増)、新規求人数の約半数以上(61.4%)を占める 29 人以下(同 44.0% 増)、30 ~ 99 人(同 30.0% 増)では増加となり、100 ~ 299 人(同 25.6% 減)、500 人以上(同 58.1% 減)では減少となりました。

雇用形態別では、一般常用求人は前年同月と比較すると 22.5% 増と 25 か月連続で増加し、パートタイム求人も同 32.2% 増となりました。

3 新規求職の動き

新規求職者数は 13,622 人となり、前年同月比で 5.6% 増と 2 か月連続の増加となりました。

雇用形態別の割合では、一般求職者は 71.2% (前年同月 73.3%) と 2.1 ポイント下回り、数では前年同月比で 2.5% 増と 10 か月ぶりの増加となりました。一方、パートタイム求職者は、割合で 28.8% (前年同月 26.7%) と 2.1 ポイント上回り、数では同 14.2% 増と 2 か月連続の増加となりました。

また、パートタイムを含む常用求職者で見ると、新規求職者数のうち、34歳以下の若年者の占める割合は 41.6% となり、前年同月(43.1%)を 1.5 ポイント下回りました。若年求職者数では前年同月比で 1.9% の増加となりました。

同じく、パートタイムを含む常用新規求職者のうち、60 歳以上の高齢者の占める割合は 12.6% となり、前年同月(11.1%)を 1.5 ポイント上回り、高年齢求職者数では前年同月比で 19.6% の増加となりました。

4 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は 2,393 件で、前年同月と比較し 1.9% 減と 3 か月ぶりの減少となりました。また、新規求職者数に占める割合は 17.6% と、前年同月(18.9%)を 1.3 ポイント下回りました。

雇用保険受給者実人員は 9,933 人と、前年同月比で 7.0% 減と 10 か月連続の減少となりました。

雇用保険被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は 867 人で、資格喪失者の割合では 9.7% (前年同月 9.7%) となり、事業主都合離職者数では前年同月比 0.3% 増と 4 か月連続の増加となりました。

「平成25年3月新規学校卒業者の採用に関する申し合わせ」が決まる！

－茨城県就職問題検討会議開催－

4月26日（木）に経済団体、学校団体、行政機関の関係者出席のもと「茨城県就職問題検討会議」が茨城労働総合庁舎会議室において開催され、平成25年3月新規中学校及び高等学校卒業者の求人活動などについての「申し合わせ」が決定されました。

「申し合わせ」は、早期選考など行き過ぎた求人活動を戒め、正常な学校教育の維持と適正な職業紹介の円滑な推進を図ることを目的としています。採用選考に係る主なスケジュールは次の通りです。



挨拶する熊田職業安定部長

<採用選考に係る主なスケジュール>

	▽中学校卒業予定者	▽高等学校卒業予定者
求人の申込み及び受理	安定所において6月20日から開始 (他安定所への求人連絡は7月1日以降)	安定所において6月20日から開始 (求人者への返戻、学校における求人の受理は7月1日以降)
推薦・選考	平成25年1月1日以降開始	9月5日以降推薦開始（文書到達主義） 9月16日以降選考開始 10月1日以降は1人2社まで応募・推薦可能
就業開始	平成25年4月1日以降	卒業後

<採用選考等にあたって、事業主の皆様におかれましては次のこと配慮をお願いします。>

- (1) 出身地、家族の職業、経済的条件、家庭環境等を採否決定の判断資料とすることなく、応募者本人の有する適性と能力を引き出し、これを効果的に発揮させるという観点に立ち、合理的な選考がなされること。
- (2) 男女雇用機会均等法及び指針の募集・採用の部分に関して、女子と男子の均等な機会が与えられるとともに、障害者に対しては、格別な考慮がなされるようすること。
- (3) 求人者が、採用に際して徴することができる応募書類は、職業安定機関が全国統一で使用している様式による書類のみとし、求人者は他の書類の提出を求めないものであること。
- (4) 選考後は、速やかに採否を決定し、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、選考を受けた生徒に対して通知を行うこと。
- (5) 就業開始（名目の如何を問わず、実質的に雇用関係と見られるものや実習期間中の講習及び研修を含む。）時期は、新規中学校卒業者は平成25年4月1日以降、新規高等学校卒業者は卒業後とすること。

3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金・ 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金の 申請をされる事業主の皆さんへ

奨励金制度の実施期間を 延長しました！

上記3つの奨励金は、学校卒業後安定した仕事に就いていない若者の就職促進を図るため、3年以内既卒者を雇い入れた事業主に対して奨励金を支給するものです。

この奨励金制度は、平成23年度末までの時限措置でしたが、震災や円高の影響により、今後も厳しい就職環境が継続する可能性が高いことから、実施期間を延長しました。

延長内容	基本(特例措置以外)	東日本大震災特例措置
3年以内既卒者(新卒扱い) 採用拡大奨励金 平成22年3月以降に大学等 (※1)を卒業後、安定した就労 経験がない人が対象	平成24年6月末までにハローワークから紹介を受け、平成24年7月末までに雇用開始した労働者が支給対象となります(※3) 正規雇用から6か月定着した場合に、 100万円支給 (奨励金の支給は、雇用保険適用事業所単位で 1事業所1回限り)	平成25年3月末までにハローワークから紹介を受け、平成25年4月末までに雇用開始した労働者が支給対象となります(※3) 「震災特例専用求人(※2)」を提出し、対象者を雇い入れ →正規雇用から6か月定着した場合に、 120万円支給 雇用保険適用事業所単位で 1事業所最大10回(震災特例対象者10人) まで支給が可能
3年以内既卒者 トライアル雇用奨励金 平成22年3月以降に大学等、 高校、中学を卒業後、安定した就労経験がない人が対象	有期雇用(トライアル雇用)期間 (原則3か月) :1人につき月額 10万円、 正規雇用から3か月定着後 :50万円支給	「震災特例専用求人」を提出し、対象者を雇い入れ →正規雇用から3か月定着した場合に、 60万円支給

※1 「大学等」とは、大学、大学院、短大、高専および専修学校などをいいます。

※2 「震災特例専用求人」とは、被災した卒業後3年以内の既卒者に限定した奨励金対象求人をいいます。

※3 平成21年3月1日から平成22年2月28日までに卒業した方は、平成24年3月末までにハローワークから紹介を受け、平成24年7月末までに雇用開始した労働者が支給対象となります。

- 各奨励金とも、ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録をしていて、公共職業安定所長が奨励金の活用が必要であると認めた人が対象となります。(ハローワークまたは新卒応援ハローワークから紹介を受ける前に、対象者を雇用する取り決めをしている場合は、支給対象なりません)
- 雇用開始日の前日から起算して過去3年間に、その労働者を雇用したことがある場合(アルバイトなど短期雇用も含む)は、支給対象なりません。
- 平成23年11月20日以前に奨励金対象求人への紹介を受けている場合には、平成24年3月末までに雇用開始した労働者が支給対象となります。

奨励金の支給には、このほかにも一定の要件があります。奨励金制度を利用される前に必ず、お近くの都道府県労働局、ハローワークまたは新卒応援ハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク・新卒応援ハローワーク

LL230513派若01

「成長分野等人材育成支援事業（震災特例）」を拡充 さらに利用しやすくなりました

●「成長分野等人材育成支援事業（震災特例）」とは、東日本大震災による被災者を雇用した中小企業事業主がその労働者に職業訓練を行う場合、事業主の事業分野を問わず、助成対象の訓練に、基本となる Off-JT に加え、Off-JT と OJT の組み合わせも含めて、訓練費を助成する制度です。

* Off-JT：通常の業務を離れて行う職業訓練、OJT：労働者に仕事をさせながら行う職業訓練

●今回、この震災特例をさらに活用していただくため、Off-JT のみを実施する場合の要件緩和など、制度の拡充を行い、平成 24 年 5月2日から適用します。

制度拡充の主な内容

Off-JT のみを実施する場合は、次のようにになります

①これまで助成対象とならなかった平成 23 年 5月2日以降に新規に雇い入れた労働者についても、新たに助成の対象とします。

②訓練コース^{※1} 数の制限を廃止します。

これまで助成対象を 3 コースまでとしていましたが、この制限を廃止し、実施するコース数にかかわらず、1 コース当たり **20 万円^{※2} を上限に**、事業主が負担した Off-JT の訓練費用を助成します。

※1 訓練コースとは、訓練目標ごとの講習・実習カリキュラムのことです。奨励金の支給を受けるには、あらかじめ 1 つ以上のコースから成る職業訓練計画を作成し、労働局またはハローワークに提出していただく必要があります。

※2 大学院を Off-JT で利用した場合には、50 万円を上限とします。

③被災者雇用開発助成金^{※3} との併給が可能になります。

※3 東日本大震災による被災離職者および被災地域に居住する求職者を、ハローワーク等の紹介により、継続して 1 年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して支給する助成金

なお、あわせて申請手続きの簡素化なども行いました（Off-JT と OJT を組み合わせた訓練の場合も適用されます）。

- 複数の対象労働者に同一の訓練を実施する場合は、訓練計画を一つにまとめて作成することができます。
- 職業訓練計画の実施期間（最低 6 か月以上）が経過しなければ支給申請できなかつたところ、訓練終了後ただちに申請が可能です。

◆詳細は、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク



LL240501開発01

～非正規雇用問題に総合的に対応し、労働者が希望する
社会全体にとって望ましい働き方を実現するために～

『望ましい働き方ビジョン』がとりまとめられました！

厚生労働省では、「社会保障・税一体改革大綱」や「日本再生の基本戦略」に基づき、非正規雇用問題に横断的に取り組むための「総合的ビジョン」策定のため、非正規雇用のビジョンに関する懇談会を設置し、『望ましい働き方ビジョン』をとりまとめました。

――『望ましい働き方ビジョン』の10のポイント――

- 1** 有期、短時間、派遣など非正規雇用に共通する課題に対して、政策の方向性を提示。
- 2** 正規、非正規という二つの考え方を超えて、雇用労働の「安定」「公正」「多様性」と企業経営の「自由」との共存を実現するという理念を提示。
- 3** 社会保障制度を支えることや、労働者の士気や能力向上を通じて、企業の生産性の向上や経済社会全体の発展にもつながるという非正規雇用対策の意義を強調。こうした「好循環」を創り出すためには、経済の活性化とともに、特に、社会全体の人材ニーズに応じた人材育成が重要であることを強調。
- 4** 非正規雇用問題への基本姿勢として、雇用の在り方として、①期間の定めのない雇用、②直接雇用、③均等・均衡待遇をはじめとする公正な待遇の確保が重要であることを提示。
- 5** 「不本意非正規就業者」（全体の22.5%、約395万人と推計）に焦点を当て、正規雇用への転換を促進することを強調。その際、業務や勤務地等が限定的な「多様な正社員」も視野。有期契約が非正規雇用の大半に共通する特徴であることを踏まえ、有期契約の無期限化を進め、まずは雇用の安定を確保。その上で、技能を蓄積し、ステップアップにつなげていく。
- 6** 非正規雇用で継続して働く労働者に対しては、均等・均衡待遇の確保を促進。こうした取り組みを通じて、非正規雇用を、無業・失業状態から雇用につなぎ、正規雇用へつなげるというプラスの方向で活用していく必要性を指摘。
- 7** 非正規雇用問題への対応に当たり、正規雇用の働き方の問題にも着目。非正規雇用で働く労働者の待遇改善やキャリア形成を進める一方、正規雇用の働き方を変えていくことで、正規、非正規の連続性を確保し、雇用形態に関わりなく「ディーセント・ワーク」を実現。
- 8** 非正規雇用対策での「若年者雇用対策」の位置づけを明確化。「入口対策」として、学校で働くことやルールの意識付け・啓発などを含め、早い段階からの支援の重要性を強調。
- 9** 非正規雇用対策を効果的に進める上で、現場での労使協議の重要性を強調。各企業で非正規雇用の労働者を含めた労使による話し合いの気風を醸成することが重要。
- 10** 国、地方自治体、教育機関、企業、家庭、労働者等社会全体で望ましい働き方を実現するという強いメッセージを発出。ビジョンの策定を受け、社会的機運を高めるため、国は、率先して、制度見直しを側面支援するための環境整備等を進めていく。

平成 24 年度の雇用保険料率のお知らせ

(前年度より引き下げとなりました)

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの雇用保険料率は次のとおりです。

<平成 24 年度 雇用保険料率表>

負担者 事業の種類	①労働者負担	②事業主負担	失業等給付の 保険料率	雇用保険二事 業の保険料率	① + ② 雇用保険料率
一般の事業	5／1000	8.5／1000	5／1000	3.5／1000	13.5／1000
農林水産清酒製造 の事業	6／1000	9.5／1000	6／1000	3.5／1000	15.5／1000
建設の事業	6／1000	10.5／1000	6／1000	4.5／1000	16.5／1000

(注) ①の労働者負担分は失業等給付の保険料率のみ

雇用を増やした企業に対する税制優遇制度のお知らせ

～従業員数の増加 1 人あたり 20 万円の税額控除を受けられます～

◇ 「雇用促進計画」をハローワークに提出し、企業の事業年度の 1 年間で 5 人以上（中小企業は 2 人以上）、かつ、10% 以上従業員数を増加させた事業主に対する税制優遇制度です。

◇ 税制優遇制度の対象となる事業主の要件

- ・青色申告書を提出する事業主であること
- ・適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者がいないこと
- ・適用年度に雇用者（雇用保険一般被保険者）の数を 5 人以上（中小企業の場合は 2 人以上）、かつ、10% 以上増加させていること
- ・適用年度における給与等の支給額が、比較給与等支給額以上であること

* 比較給与等支給額＝前事業年度の給与等の支給額

　　+ 前事業年度の給与等の支給額 × 雇用増加割合 × 30%

- ・風俗営業及び性風俗関連特殊営業を営む事業主ではないこと

* 雇用促進計画の作成・確認などの事務手続きに関するお問い合わせは、茨城労働局職業安定課（029-224-6218）または最寄りのハローワークまでお願いします。

* 税制控除制度については、最寄りの税務署までお問い合わせください。

* ハローワークでは、「雇用促進計画」を提出された企業の新規採用を支援します。ハローワークへの求人のお申し込みをお願いします。

茨城県雇用関係主要指標

項目 年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険 受給者 員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高年齢者	求人全数	求職全数		
20年度月平均	11,755	2,790	8,888	11,656	5,030	1,258	32,089	42,176	3,115	10,422
21年度月平均	9,406	2,028	7,301	13,517	5,528	1,582	23,122	57,443	3,380	17,086
22年度月平均	11,165	2,589	8,471	12,977	5,299	1,564	27,904	53,284	3,638	12,422
22年4月	10,185	2,207	7,901	17,369	6,744	2,807	24,383	60,510	4,002	12,687
5	9,214	2,089	7,042	13,287	5,448	1,559	23,722	59,105	3,379	13,406
6	9,956	2,449	7,404	13,686	5,590	1,535	24,505	57,813	3,901	13,949
7	10,532	2,688	7,710	12,307	5,030	1,524	24,722	55,242	3,797	13,661
8	10,807	2,599	8,125	12,352	5,005	1,336	26,082	53,902	3,508	14,032
9	11,888	2,932	8,817	13,425	5,265	1,435	28,424	53,281	3,909	13,320
10	12,131	2,958	9,044	12,930	5,249	1,573	29,540	52,948	3,966	12,396
11	11,779	2,176	9,525	11,235	4,516	1,348	30,417	50,929	3,644	12,117
12	10,263	2,528	7,608	9,306	3,647	1,133	28,649	46,733	3,139	11,429
23年1月	12,472	2,874	9,499	13,625	5,680	1,635	29,983	47,726	2,878	10,928
2	13,336	3,036	10,206	13,308	5,854	1,454	32,273	49,640	3,421	10,464
3	11,420	2,533	8,776	12,894	5,554	1,432	32,146	51,575	4,114	10,676
23年4月	11,868	3,213	8,481	17,901	7,062	2,790	30,639	55,258	3,981	12,196
5	12,331	2,910	9,294	14,717	5,996	1,827	30,318	56,256	3,878	13,596
6	12,033	3,228	8,631	13,207	5,357	1,596	31,121	56,018	3,950	13,575
7	12,795	3,369	9,331	11,362	4,654	1,433	31,556	52,986	3,745	12,713
8	13,665	3,655	9,895	12,485	5,176	1,497	33,513	51,528	3,627	13,200
9	13,905	3,756	9,988	12,544	5,087	1,467	35,664	50,643	3,977	12,287
10	15,365	4,060	11,167	12,295	4,941	1,715	38,040	50,918	3,911	11,892
11	14,281	3,545	10,618	10,684	4,218	1,438	38,658	48,710	3,809	11,577
12	11,174	2,745	8,340	8,337	3,345	1,107	35,473	44,163	3,343	10,747
24年1月	15,027	3,679	11,249	12,806	5,174	1,659	36,012	44,793	3,031	10,419
2	16,366	3,625	12,587	13,415	5,258	1,739	39,487	47,642	3,773	10,388
3	14,549	2,945	11,481	13,622	5,662	1,712	40,975	51,183	4,983	9,933

項目 年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)						全国完全失業者		
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員	実数(万人)	失業率(季調値)%
茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
20年度月平均	1.01	1.08	0.76	0.77	▲12.8	▲15.6	13.7	11.7	▲3.0	3.8	11.6	8.3	275 4.1
21年度月平均	0.70	0.79	0.40	0.45	▲19.4	▲17.5	17.7	12.5	8.6	9.1	68.4	40.9	343 5.2
22年度月平均	0.84	0.93	0.52	0.56	18.7	15.0	▲4.0	▲2.1	7.6	5.2	▲27.3	▲23.5	312 5.0
22年4月	0.77	0.87	0.44	0.49	3.4	5.7	▲5.8	▲4.3	18.8	13.9	▲22.4	▲23.1	356 5.1
5	0.79	0.87	0.46	0.50	14.4	12.3	0.5	1.7	16.3	14.2	▲31.3	▲28.7	347 5.1
6	0.78	0.89	0.48	0.52	8.1	12.8	▲2.1	▲1.8	17.7	9.3	▲31.5	▲28.4	344 5.2
7	0.81	0.89	0.49	0.53	14.0	9.3	▲6.6	▲5.4	12.9	5.3	▲33.0	▲28.0	331 5.1
8	0.81	0.91	0.50	0.54	25.7	19.0	4.5	4.4	18.2	7.7	▲28.9	▲24.2	337 5.0
9	0.84	0.91	0.52	0.55	21.4	17.3	2.4	2.8	11.7	7.8	▲28.4	▲23.8	340 5.0
10	0.85	0.94	0.52	0.56	18.1	13.9	▲8.4	▲6.0	7.6	0.9	▲27.9	▲23.9	334 5.1
11	0.91	0.96	0.54	0.57	34.2	22.6	0.8	3.3	6.7	6.1	▲25.2	▲20.0	318 5.1
12	0.91	0.97	0.56	0.58	23.6	15.8	▲5.3	▲5.8	4.7	0.3	▲24.4	▲20.7	298 4.9
23年1月	0.93	1.00	0.59	0.60	26.7	18.8	▲3.5	▲5.0	▲4.8	▲0.8	▲24.2	▲19.4	309 4.9
2	1.02	1.01	0.60	0.61	33.1	22.9	▲1.2	2.7	2.1	0.9	▲23.3	▲19.0	300 4.7
3	0.92	0.96	0.60	0.62	4.5	▲7.5	10.5	▲7.5	▲11.9	▲2.0	▲21.1	▲17.8	304 4.7
23年4月	0.90	0.97	0.61	0.62	16.5	12.2	3.1	0.9	▲0.5	1.2	▲3.9	▲13.0	309 4.7
5	0.98	1.01	0.61	0.62	33.8	17.3	10.8	6.5	14.8	4.3	11.7	▲1.9	293 4.6
6	0.98	1.02	0.63	0.63	20.9	12.6	▲3.5	▲2.2	1.3	1.7	▲2.7	▲2.4	293 4.6
7	1.03	1.07	0.65	0.65	21.5	12.2	▲7.7	▲7.7	▲1.4	▲2.6	▲6.9	▲4.0	292 4.6
8	1.06	1.07	0.68	0.66	26.4	19.4	1.1	2.9	3.4	4.3	▲5.9	▲1.2	276 4.4
9	1.05	1.11	0.68	0.67	17.0	12.5	▲6.6	▲6.9	1.7	0.2	▲7.8	▲4.0	275 4.2
10	1.15	1.12	0.70	0.68	26.7	11.8	▲4.9	▲4.5	▲1.4	0.8	▲4.1	▲2.5	288 4.4
11	1.14	1.16	0.72	0.69	21.2	14.2	▲4.9	▲7.3	4.5	0.2	▲4.5	▲4.4	280 4.5
12	1.11	1.18	0.73	0.71	8.9	14.4	▲10.4	▲8.2	6.5	2.0	▲6.0	▲5.0	275 4.5
24年1月	1.18	1.20	0.75	0.73	20.5	12.4	▲6.0	▲5.4	5.3	4.3	▲4.7	▲4.2	291 4.6
2	1.23	1.27	0.77	0.75	22.7	16.3	0.8	▲7.7	10.3	6.7	▲0.7	▲3.0	289 4.5
3	1.12	1.19	0.77	0.76	27.4	15.2	5.6	▲7.8	21.1	4.7	▲7.0	▲7.4	307 4.5

(注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。

2. 新規求職申込件数のうち高年齢者欄は、平成20年4月から「60歳以上のパートを含む常用」に対象を変更(20.3月までは、55歳以上のパートを除く常用)

3. ▲印は減少を示す。4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。なお、9月より一部調査区域を除き全国となっている(3月から8月までは被災3県を除いたものとなっている)。5. 平成23年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。